

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年4月1日

日本の新型コロナウイルスへの対応に関する情報提供 4/1

(ポイント)

- 4月1日、新型コロナウイルス感染症対策本部で「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されましたので、邦人の皆様に関連する主要点を以下のとおりお知らせします。

- 本件措置においては、イスラエルから日本に入国する場合には、これまで実施されていた、指定された場所で14日間待機し、国内の公共交通機関を使用しないことが要請されることに加えて、PCR検査の実施対象にもなりました。

- やむを得ずイスラエルから出国し日本への帰国等を検討される際には、以下の内容とあわせて、当地からの航空便の運航状況やイスラエル当局の最新情報の入手にも努めていただくとともに、渡航の必要性を慎重にご検討下さい。

(追加検疫措置(邦人関連情報))

1 14日以内に以下の対象国・地域に滞在歴のある入国者をPCR検査の実施対象とする。

2 対象国・地域

【アジア地域】

インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国(含:香港、マカオ)、台湾、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

【大洋州地域】

豪州、ニュージーランド

【北米地域】

米国、カナダ

【中南米地域】

エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア

【欧州地域】

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

【中東地域】

イスラエル, イラン, トルコ, バーレーン

【アフリカ地域】

エジプト, コートジボワール, コンゴ民主共和国, モーリシャス, モロッコ

3 全ての国・地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

4 上記1の措置は、4月3日午前0時から当分の間、実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

5 上記3の措置は、4月3日午前0時以降に本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

6 上記を含めた検疫措置の強化に係る問い合わせ先

(厚生労働省)

+81-3-3595-2176

【ご参考】

(厚生労働省ホームページ)

新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(外務省海外安全情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>